

自治基本条例を考える会について

よりよいまちづくりのための、基本的な理念、原則、役割分担、制度、仕組みなどについて定めた条例を一般的に自治基本条例といいます。

考える会では、一宮市における自治基本条例の基本的な考え方を検討し、市長に提言していただきます。

1 何を「考える」か？

考える会では、(仮称)一宮市自治基本条例の制定に向け、基本的な考え方を検討していただきます。

「基本的な考え方」とは？

条例案に盛り込むべき項目

その項目の内容及び考え方

その他、条例案策定に関し必要なこと

2 どのように「考える」か？

自治基本条例に定められる理念・原則・役割分担などは、通常、まちづくりにおける最も基本的な『約束事』となります。したがって、これら『約束事』が市民・議会・行政など、様々なまちづくりの主体の間で合意され、共有され、実際に使われる(守られる)ことが大切です。

そのためには、「考える会」の委員さんの考えだけで検討を進めるのではなく、「考える会」としてより多くの市民の声を聴き、活発に意見交換しながら提言をまとめることが必要となります。ヒアリング、タウンミーティング・フォーラムなどがその機会となります。

ヒアリング まちづくりの主体(例えば、町会長、NPO、市議会議員、市職員など)に対する意見聴取をお願いします。

タウンミーティング・フォーラム 100人規模での公開討論会をお願いします。

3 いつまでに「考える」か？

平成21年3月までに提言をまとめていただきます。活動期間は約一年です。

4 「考える」にあたってのサポートは？

相模女子大学客員教授の松下啓一先生に総合的なご指導をお願いしています。
また、会議はファシリテーター（会議の促進役）が毎回サポートします。

5 「考え」た後、どうなるか？

考える会で策定した提言書は市長に提出していただきます。（提言書は市ホームページ等で公開します）

市長は提言書を次の段階である（仮称）策定委員会に提出します。（仮称）策定委員会では提言書をベースに条例素案（条文素案）を策定します。考える会委員を代表して数人の方にも（仮称）策定委員会にご参加いただきます。

なお、考える会では公募市民の方のみで検討していただきますが、（仮称）策定委員会には様々な立場の方にご参加いただく予定です。したがって、立場の違いから、提言書の内容と異なる意見が出されることも考えられます。その際、参加された方は、提言書の策定者代表として、意見を表明してください。（仮称）策定委員会では、こうした議論の積み重ねにより、よりよい条例素案（条文素案）を作っていきます。

6 その他

考える会には、分科会を設置します。全体会を数回開催後に設置し、委員の皆さんには、いずれかの分科会に所属していただきます。

考える会の会議は、原則として公開で行います。また、会議の議事録（要約）は市ホームページ等で公開します。

考える会には、委員の皆さんの互選により、会長と副会長各1名を置きます。また、各分科会には、委員の互選により、分科会長と副分科会長各1名を置きます。

考える会の会議（フォーラム、ヒアリング等を含む）は、平成21年3月までの間に、平均して月に2～3回の開催を予定しています。開催は、原則として平日夜間または土・日曜日の昼間です。

考える会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。

自治基本条例を考える会スケジュール（案）

時期	平成19年度		平成20年度											平成21年度	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降
	第1期：学習と相互理解		第2期：イメージ形成			第3期：起草文の作成・意見交換						第4期：まとめ			条例素案の検討
自治基本条例を考える会	市民委員の公募	「自治基本条例の学習」「一宮市」というまちのイメージの共有など	議論の枠組み・項目の抽出 自治基本条例のイメージの共有	項目等の議論						素案の確定	素案の修正	最終案の確定	市長へ提言	(仮称)自治基本条例策定委員会 (自治基本条例を考える会からも代表者が参加)	
	市民との意見交換									各層とのヒアリング	タウンミーティング	フォーラム			

自治基本条例を考える会会議ルール

1 活動のルール

- (1)委員は、会議において、政治・宗教・営利活動等を一切行わないこととします。
- (2)委員は、欠席又は遅刻する場合、会議開催日の前日までに、事務局へ連絡することとします。

2 発言のルール

- (1)会議の開催にあたっては、議題を明示し、発言が偏らないよう公平な運営に配慮します。
- (2)委員は、手短かに、わかりやすく発言し、他の発言者の話しを遮るような発言は慎み、円滑な会議進行に努めます。
- (3)委員は、委員が属する特定の地域、団体や組織の利害に関する発言などに偏らないようにします。
- (4)委員は、特定の人や団体を誹謗中傷するような発言ではなく、互いに個々を尊重し、会議の目的から、具体的な発言を行うこととします。
- (5)欠席者は、文書で発言することができるようにします。(事前に事務局へ提出)

3 意見集約のルール

少数意見を尊重します。決定は全員合意を原則としますが、必要な時は両論併記とします。

一宮市自治基本条例（仮称）を考える会の設置に関する要綱

（設置）

第1条（仮称）一宮市自治基本条例（以下「条例案」という。）の制定に当たり、その基本的な考え方を策定し、市長に提言するため、一宮市自治基本条例（仮称）を考える会（以下「考える会」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 考える会において審議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例案に盛り込むべき項目
- (2) 前号に掲げる項目の内容及び考え方
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例案の策定に関し必要な事項

（組織）

第3条 考える会は、市長が委嘱する公募により選出された40名以内の委員で組織する。

2 考える会に分科会を置くことができる。

3 分科会の構成については、考える会の会議において決定する。

（会長及び副会長）

第4条 考える会に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、考える会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 考える会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が決定するまでに開催される会議については、市長が招集する。

2 考える会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

（任期）

第6条 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

（目的外利用等の禁止）

第7条 委員は、考える会において知り得た情報について、第1条に定める考える会の設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に漏洩してはならない。

（解嘱）

第8条 市長は、委員に次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、第6条の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを解嘱することができる。

- (1) 心身の故障等により職務が遂行できなくなったとき。

- (2) 委員から解嘱の申出があったとき。
- (3) 前条の規定に違反する行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員として不適切と認められる事由があったとき。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、考える会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年3月6日から施行する。

一宮市自治基本条例（仮称）を考える会の傍聴に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、一宮市自治基本条例（仮称）を考える会（以下「考える会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 会議の傍聴人の定員は、30人とする。ただし、会場に制約がある場合は、会場の許容量に応じ傍聴可能な人数とする。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴受付簿（別記様式）に自署しなければならない。

2 傍聴は、先着順に受け付ける。

（報道関係者の傍聴）

第4条 報道関係者で会長が適当であると認めたものは、前2条の規定にかかわらず、傍聴することができる。

（傍聴の禁止）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりその他氣勢を示すおそれのある物を所持している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機の類を携帯している者（会長の許可を受けた者を除く。）
- (5) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話、無線機、その他これらに類するものを使用しないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

（撮影及び録音等の禁止）

第7条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。た

だし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第 8 条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 9 条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときには、直ちに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 10 条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 2 0 年 3 月 6 日から施行する。